

串間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年3月3日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親

串監第1867号
令和7年3月3日

串間市長	島田俊光	様
串間市教育長	吉松俊彦	様
串間市議会議長	福留成人	様

串間市監査委員	田中良嗣
串間市監査委員	菊永宏親

財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、実施した財政援助団体等に対する監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、主管課は団体に監査結果を通知され、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として協議をされ措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	串間市監査基準への準拠	1
2	監査の種類	1
3	監査の範囲	1
4	監査の場所	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の方法	1
7	監査した委員	1
8	監査対象及び監査実施日等	1 ～ 2
9	監査の結果等	2 ～ 6

1 串間市監査基準への準拠

財政援助団体等監査は、串間市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

3 監査の範囲

主として令和6年度執行に係る出納その他の事務の執行

4 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

5 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については当該施設の指定管理に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令や協定書に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

6 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに所管課職員から説明を受けた。

7 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 菊永 宏親

8 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
支え支えられる地域連携推進事業補助金 (北方地区地域連携組織北方秋山郷の会)	市 民 協 働 課	令和7年2月12日
支え支えられる地域連携推進事業補助金 (まちづくり協議会「チーム本城」)	市 民 協 働 課	令和7年2月12日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串 間 市 立 図 書 館 指 定 管 理 (一 般 社 団 法 人 翼)	生 涯 学 習 課	令和7年2月12日
道 の 駅 く し ま 指 定 管 理 (株 式 会 社 海 山 社 中)	商工観光スポー ツランド推進課	令和7年2月12日
串 間 市 都 井 岬 観 光 交 流 館 指 定 管 理 (株 式 会 社 南 郷 包 装)	商工観光スポー ツランド推進課	令和7年2月12日

9 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設の指定管理者に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、提出された監査資料等における軽微な事務上の誤謬等については修正されるとともに、口頭において指摘を行った事項についても十分改善又は検討をされたい。

- 1 支え支えられる地域連携推進事業補助金（北方地区地域連携組織北方秋山郷の会）
- 2 支え支えられる地域連携推進事業補助金（本城地区まちづくり協議会「チーム本城」）

地域連携組織については、令和元年度から行政主導により市内6地区の設立を目標に推進されている。北方地区においては平成29年度に本市のモデル地区としてスタートし令和3年11月に本組織が設立されている。令和6年度からは地区部会（北方地区、串間地区、秋山地区）を新たに設け、「心豊かで住みよい地域の創設」をスローガンに掲げ様々な事業を計画し実践されている。また、本城地区においては令和3年4月に本市では最初に本組織が設立されている。令和6年度から3つの部会（地域づくり部会、福祉・教育部会、防犯・防災部会）に部長を新たに設け、各部会が企画立案した様々な事業が実践されている。現在は大東地区を除く5地区に組織されており地域連携組織の活動は評価できるものである。今後も、地域の課題解決に向けて持続的な取り組みを望むものである。なお、出納関係等で指摘した事項等については所管課の助言を受けて、補正や修正等を行い適正な事務執行に努められたい。

(所管課に対しての意見)

① 費用弁償等の取り扱いについて共通していることから所管課に意見を付す。北方秋山郷の会会議等運営規程中、第5条費用弁償支給の規定では、年間の支給額と1回の支給額が規定されている。また、まちづくり協議会「チーム本城」の報償費及び費用弁償に関する規程中、第3条(費用弁償の額)別表2の規定について、年額支給分と日額支給分が規定されている。いずれも費用弁償の科目から支出されているが、年間支給分については役員手当としての性質のものであり費用弁償には馴染まないと思料する。そこで役員手当や日当が当該補助金から支出できるかが問題となる。串間市支え支えられる地域連携推進事業補助金交付要綱第2条第1項に補助対象経費の制限が規定されているが、役員手当及び日当支給については特段制限されていないようである。なお、同項第5号その他市長が適当でないと認める経費に含まれているのかは定かではない。このことから、各地区の地域連携組織との整合性を図るため、補助団体と協議し規程等の見直しも含めて支出区分を統一されたい。なお、出納関係等で指摘したその他の事項等については補正や修正等を加え適正な事務執行に努められるよう助言されたい。

② 人口減少、少子高齢化等をはじめとする社会的構造の変化を背景として、生活上の課題や困難が多様化、複雑化、高度化の傾向にある中で、従来型の公共サービスでは限界があることから、地域コミュニティの再構築を図る手段として、市内6地区に地域連携組織の設立を令和元年度から令和3年度の3か年計画で市の主要施策として推進されてきた。当初の計画では主な行政の支援策として活動拠点施設を設けるとともに、財源(交付金)、権限(予算の使い道)、人間(事務局人材の措置)の3げんセットを移譲することなどを、今後の方向性として説明されてきたことを当時の資料から確認できた。今回の監査を通じて、地域からは市の施策や対応に一貫性がないことに対する意見もいただいたところである。現在大東地区を除き5地区に地域連携組織が設立されているが、今後とも所期の目的が十分に達成できるよう引き続き努力されることを望むものである。なお、市の方向性に変更等があった場合には、地域の理解が得られるよう説明責任を果たされたい。

3 串間市立図書館指定管理(一般社団法人 翼)

① 令和5年度の収支決算書中、支出の部における人件費、中科目において、清掃業務委託費 1,744,800 円が執行されている。現状の清掃業務は業務委託ではなく直接雇用の形態で行われていることから、令和6年度の収支決算においては中科目の表記を見直されたい。(収支予算書では清掃作業員工賃となっている。)

② 同じく、修繕料において3件分 196,900 円が執行されている。このうち、照明

器具取替修繕料 161,700 円については、蛍光灯から LED へ 7 基取替修繕を行ったとのことである。基本協定書第 15 条（管理施設の修繕等）1 件につき 5 万円以上の管理施設の修繕及び改修等については、甲と乙の協議により甲が自己の費用と責任において実施することになっている。今回のケースは 1 件の修繕料が 5 万円未満であったことから指定管理者が負担したとのことであるが、同一内容の修繕であることから所管課と事前協議を十分に行い、基本協定書に基づき適切な施設管理に努められたい。

③ 令和 5 年度においては、貸出冊数 103,676 冊（前年度比 2.2%の減）、来館者数延べ 32,111 人（前年度比 1.8%の減）、貸出人数は延べ 14,364 人（前年度比 0.3%の増）、図書カードの新規登録者は 199 人（前年度比 7.6%の増）となっている。人口が減少する中で、大きな落ち込みもなく新規登録者の獲得や自主事業にも創意工夫した取り組みが行われている。民間の書店がない本市においては市立図書館の役割は大変重要であることから、今後も民間ノウハウを最大限発揮し、魅力ある図書館づくりに取り組まれることを望むものである。

（所管課に対する意見）

① 基本協定書第 40 条（本業務に実施に係る指定管理者の口座）では、「乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定されている。固有の口座は開設されているが、人件費については一般社団法人翼の口座に毎月振り込まれている。その後、毎月の賃金については団体の経理担当が一括管理し職員の口座に振り込んでいるとのことである。指定管理料の収支において不明瞭な会計処理が生じないように、基本協定書第 21 条（業務報告書及び事業報告書）及び第 22 条（甲による業務実施状況等の確認）の規定を順守されたい。

② 串間市立図書館は建築から 32 年が経過しており、串間市公共施設等個別施設計画の適用手法は「長寿命化」となっている。指定管理者と施設管理に係る情報共有を図り、年次的な修繕計画により適正な施設の維持管理に努められたい。

4 道の駅くしま指定管理（株式会社 海山社中）

① 道の駅くしま指定管理者業務仕様書（令和 4 年度改正施行編）の 4 施設の業務基準中、（3）人員配置について、①総括責任者と職員の適正な配置、「指定管理者は、施設の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行う総括責任者として常駐する駅長を配置すること」になっている。現在、駅長が欠員状態であり応募はあるものの採用には至っていないため、店長が駅長を兼務しているとのことである。総括責任者である駅長の配置は必須であることから、待遇の面

も検討しながら広く公募を行い適任者の選任に努められたい。

② 開業から5年目となるがその間、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい経営環境であった中で、来駅者数も順調に増加し今年度は200万人を突破したことは評価できるものがある。本市の道の駅は観光地などの景勝地には立地しておらず「まちなかの道の駅」であることから、地元住民の多くが利用する「公設市場」としての機能が求められる。今後も民間ノウハウを最大限発揮し、収益の健全化により安定した経営に努められることを望むものである。

（所管課に対する意見）

① 基本協定書第43条（本業務の実施に係る指定管理者の口座）では、「乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定されている。固有の口座は開設されているが、利息の経理上の処理や支出に係る出金が明瞭ではない部分が見受けられる。基本協定書第21条（業務報告書及び事業報告書）及び第22条（甲による業務実施状況等の確認）の規定を順守されたい。

② 基本協定書第21条及び第22条に関連して、道の駅くしま指定管理者業務仕様書【令和4年度改正施行編】において、9 その他の管理業務、（5）監査、①定期監査、②随時監査を行うことができる規定となっている。これまで実施していないとのことであるのが、「道の駅くしま」は利用料金と指定管理料の併用制をとっており現状としては厳しい経営状況にあることから市の財政負担増が懸念されるところである。所管課としてチェック体制を強化され安定した経営が継続できるよう適切な助言指導に努められたい。なお、随時監査に監査委員の記述があるが、地方自治法第199条第7項において監査委員の職務権限の範疇であることからあえて加える必要はないと思料する。

5 串間市都井岬観光交流館指定管理（株式会社 南郷包装）

① 令和3年度決算審査時に指定管理業務の自主事業として収支決算書にふるさと納税事業が記載されており、自主事業に馴染むのか検討されたい旨の指摘をしたところである。このことを受けて指定管理者と協議し令和4年度収支決算書からは計上されていないが、指定管理者選定時の自主事業で地場製品のPR強化の提案があり、収支予算書及び収支決算書に計上されていたものである。応募時の提案内容を市も承認し指定管理者に選定していることから、事業計画書に記載されていることは理解できるものである。なお、本市のふるさと納税の取り組みについては引き続き協力を願うものである。

② 都井岬は本市を代表する観光地であり、その拠点施設として都井岬観光交流館は令和2年度に開設された。現在の指定管理者は開設当初から指定を受けており現

在 5 年目を迎えている。その間、新型コロナウイルス感染症の影響で都井岬入込客数も減少し厳しい経営を強いられた中で、SNS を活用した魅力ある情報発信や、串間産の食材を使用したスイーツ等の開発等々、多種多様な取り組みによりこれまで安定した管理運営が行われている。今後も、民間ノウハウを最大限発揮し、ツーリズム関連産業等とも連携しながら、都井岬観光の活性化に取り組まれることを望むものである。

（所管課に対する意見）

① 串間市都井岬観光交流館条例第 16 条（事業報告書の作成及び提出）では、「指定管理者は、毎事業年度終了後 14 日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と規定しているが、基本協定書第 21 条第 2 項においては、「毎事業年度終了後 50 日」とされており相違している。このことから実態に合うよう整合性を図られたい。

② 基本協定書第 41 条（本業務の実施に係る指定管理者の口座）では、「乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定されている。固有の口座が開設されていないことから収支の確認ができない。固有の口座が開設できない場合には、確認を容易にできる書類の整備を義務付けるなどの例外規定等を設けるべきであると思料する。なお、基本協定書第 21 条（業務報告書及び事業報告書）及び第 22 条（甲による業務実施状況等の確認）の規定を順守されたい。